

経営革新計画

- ◆事業者が、**新事業活動**を行うことによりその**経営の相当程度の向上**を図ることを目的に「**経営革新計画**」を策定し、県知事の承認を受けることで、各種の支援措置が利用できるようになります。

申請に関する参考HP：<https://www.pref.nara.jp/3860.htm>

新事業活動とは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象。

※ただし、

- (1)業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況
- (2)地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外

経営の相当程度の向上とは

- ① 「**付加価値額**」又は「**一人当たりの付加価値額**」の伸び率
- ② 「**給与支給総額**」の伸び率

の2つの指標が、事業期間の3～5年で、相当程度向上することをいいます。

事業期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年	9%以上	4.5%以上
4年	12%以上	6%以上
5年	15%以上	7.5%以上

「経営革新計画」での支援

経営革新計画の承認を受けると、様々な支援策を受けることができます。

事業者に対する支援メニュー

制度融資

(県)

経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金・運転資金に対し、奈良県制度融資取扱金融機関が融資を行う際に**要する利子及び保証料を県が支給する**制度があります。
(チャレンジ応援資金【認定枠】)

信用保証の特例

(信用保証協会)

- ①経営革新計画に基づく事業に対する資金に対し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。
- ②経営革新計画に基づく事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、付保限度額を引き上げています。

政府系金融機関による融資

(日本政策金融公庫)

経営革新計画に基づく事業を行うために必要な設備資金・運転資金については**優遇金利(特別利率)**が適用されます。

※その他、「ものづくり・商業・サービス補助金」の加点項目や公財)食品流通構造改善促進機構の債務保証や海外展開に伴う資金調達
の支援措置等を受けることができます。

※計画の承認は支援を保証するものではなく、**計画の承認後に別途審査が必要**です。